

工場等の自家発電設備、燃料電池、コージェネからの 余剰電力購入について

工場等の自家発電設備、燃料電池、コージェネレーション等による発電により余剰電力が生じる場合は、協議の上、原則として次により購入いたします。

<余剰電力の購入単価>

時 間 帯 区 分		購入単価(円/kWh) 【税抜】
夏季平日 昼間時間帯	毎年7月1日から9月30日までの 午前8時から午後10時までの時間。 (ただし、下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く)	11.70
その他季平日 昼間時間帯	夏季以外の午前8時から午後10時までの時間。 (ただし、下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く)	10.60
その他時間帯	「夏季平日昼間時間帯」および「その他季 平日昼間時間帯」以外の時間。	7.80

* 「日祝日等」とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、
1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいいます。

*ただし、毎月の購入単価は、別表1(1)によって算定された平均燃料価格が44,200円を下
回る場合は、別表1(3)によって算定された燃料費調整単価(税抜)を差し引いたものとし、
別表1(1)によって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1(3)に
よって算定された燃料費調整単価(税抜)を加えたものとします。

<電力系統への連系について>

電力系統への連系に際しては、資源エネルギー庁公表の「電気設備の技術基
準の解釈」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」等によりま
す。

<適用期間>

平成28年4月1日から平成29年3月31日までといたします。

別 表

1. 燃料費単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいい、以下「貿易統計」といいます。）の輸入品の数量および価額の値および平均燃料価格算定期間（貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間〔翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。〕をいい、以下「平均燃料価格算定期間」といいます。）にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価（税込）

燃料費調整単価（税込）は、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価（税込）の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価（税込）} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価（税込）} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価（税抜）

燃料費調整単価（税抜）は、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価（税抜）の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価（税抜）} = 1. (2) \text{の燃料費調整単価（税込）} / 1.08$$

(4) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 （翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	21銭2厘
------------	-------

3. 平均燃料価格等の公表

当社は、1. (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格をあらかじめ公表します。